

		自由金利型定期預金（M型）（大口定期）
		〈単利型〉
ご利用いただける方		法人および個人の方
期 間	定型方式	1 か月、3 か月、6 か月 1 年、2 年、3 年、4 年、5 年
	満期日指定方式	1 か月超 5 年未満
	定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。	
預 入	預入方法	一括預入
	預入金額	1,000 万円以上
	預入単位	1 円単位
払 戻 方 法		満期日以後に一括して払い戻します。
利 息	適 用 金 利	固定金利 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
	利 払 方 法	預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間 2 年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。
	計 算 方 法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割り計算
税 金		・個人のお利息には復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 ・法人は総合課税となります。
手 数 料		—
付 加 で き る 特 約 事 項		・個人の自動継続型は、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率）
中 途 解 約 時 の 取 扱 い		下記の中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・預入日から 1 か月後の応当日前日までに解約の場合 下記 A、B、C のうち最も低い利率 ・預入日から 1 か月後の応当日以後に解約の場合 下記 B、C のうちいずれか低い利率 <p>A. 解約日における普通預金利率 B. 約定利率－約定利率×30%</p> <p>C. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p><small>（注 1）基準利率とは、解約日から満期日までの期間に対応した当金庫所定の利率 （注 2）C. の算式により計算した利率が 0% を下回るときは、0% とします。</small></p> </div>
金 利 情 報 の 入 手 情 報		金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項		満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
預 金 保 険 に つ い て		預金保険制度の対象となります。 預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます）。